

今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会
会長 山下 友信 殿

平成23年6月30日
今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会
委員 萩尾 計二

今後の自動車損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会に対する意見書

本日、所要のため貴懇談会に出席ができませんので、書面にて意見を申し述べさせていただきます。

記

1. 保険収支が赤字となり、危機的状況になりつつあることは理解できるが、今後保険料を値上げする際には、自動車ユーザー・国民を納得させる環境づくりが必要と考える。
解決されていない問題を含めて、自動車ユーザー・国民に説明をして欲しい。
具体的には以下の2点である。
 - ①大前提である自賠法第25条に「保険料率は能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内で出来る限り低いものでなければならない」と謳われている。
今後の見直しに当たっては、複数（自動車安全特別会計運用益、民間保険会社運用益）で行っている運用益の使途など、具体的な「中身」をユーザー・国民に開示した上で、重複を廃し十分な効率化を行い、ユーザーが納得する見直しを行って頂きたい。
 - ②自動車安全特別会計からの一般会計繰入について、覚書を書き換え返済期限が平成30年度末までに延長されたことは誠に遺憾である。
積立金と保険収支が直接の関係が無いとは言え、返済されないまま保険料が値上げされることについて自動車ユーザーとしては納得し難い。
毎年少しずつでも返済していく具体的な計画を示して欲しい。
2. 自動車事故対策事業は、安定的に運営されるべきである。しかしながら、今後も国の財政難が続き、積立金を一般財源とみなす動きが復活する恐れがある。
まず一般会計繰入分を全額返済して頂き、そこを出発点として自動車事故対策事業を安定的に運営するための抜本的な仕組みの改革について、検討して頂きたい。

以上